



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

30	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
31	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	2
32	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	2
33	保安林の指定予定の通知	(").....	2
34	保安林予定森林	(").....	3
35	〃	(").....	3
36	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	4
37	〃	(").....	4
38	公共測量の終了	(技術調査課).....	4
39	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
40	道路の供用開始	(").....	5
41	和歌山県議会旧議会議事堂展示室模型製作等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(議会事務局).....	5

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	7
	〃	(").....	8

告 示

和歌山県告示第30号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年2月29日まで縦覧に供する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年12月28日

2 名称

特定非営利活動法人白浜レスキューネットワーク

3 代表者の氏名

藤藪庸一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町3137番地の8

5 定款に記載された目的

この法人は、三段壁および西牟婁周辺地域における、お年寄りから子どもまで幅広い年齢層の支援を求めている人々に対して、人命救助・生活自立支援・ボランティア参加に関する事業を行ない、また、

支援者のネットワーク化を目指し隣人と関わり、受け入れ合い、愛し合う大切さを人々に分かち合っ
て人類共同体として社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第31号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に
関する農用地利用配分計画を平成28年1月6日に認可した。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第53号	田辺市龍神村福井字坂本2219外2筆
平成27年度第54号-1	西牟婁郡すさみ町周参見字前田3348外4筆
平成27年度第54号-2	西牟婁郡すさみ町周参見字井ノ瀬3588-3
平成27年度第55号-1	西牟婁郡白浜町保呂字岩本117-1外3筆
平成27年度第55号-2	西牟婁郡白浜町平字下芝1411外6筆
平成27年度第55号-3	西牟婁郡白浜町内ノ川字大坪721外2筆
平成27年度第55号-4	西牟婁郡白浜町内ノ川字重王237-1外1筆
平成27年度第55号-5	西牟婁郡白浜町十九洲字伊勢谷土手内417-1外5筆
平成27年度第56号-1	日高郡日高町志賀字宮ノ脇855-1
平成27年度第56号-2	日高郡日高町小中字河津呂286-2外1筆

和歌山県告示第32号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭
和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字平字内所971の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域
振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第33号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年
法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 新宮市佐野字切杭1686の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第34号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字三瀬川谷北68の1、70、71の2、72の1、76の8

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三瀬川谷北68の1・70・71の2・72の1・76の8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第35号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字上津木字柿谷160の2（次の図に示す部分に限る。）、160の6、181の1、181の2（次の図に示す部分に限る。）、182の17

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柿谷160の2・160の6・181の1・181の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第36号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第37号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第38号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき御坊市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成27年10月23日から同年12月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市の一部

和歌山県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字宮ノ上1028番2地先から同町大字川又字向道1053番5地先まで	旧	3.80 } 9.95	139.00	
同上	新	3.80 } 9.95	139.00	
同上	新	3.80 } 26.32	144.50	

和歌山県告示第40号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字宮ノ上1028番2地先から同町大字川又字向道1053番5地先まで

供用開始の期日 平成28年1月15日

和歌山県告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県議会旧議会議事堂展示室模型製作等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県議会旧議会議事堂展示室模型製作等業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び地方税に未納がない者であること。

(5) 模型製作及び立体造形物を営業の目的とする法人であり、そのことが登記事項証明書により確認できる者であること。

(6) この入札に係る委託業務と同種同規模の業務の契約を直近5か年の間に締結し、これを適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは模型又はジオラマの製作並びに立体造形物を製作納入した実績を有することとし、同規模とは予定価格のおおむね50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に製作物を納入した実績を有することとする。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）都道府県が課する地方税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ この入札に係る委託業務と同種同規模の模型及び立体造形物を製作し、かつ、納入したことを確

認できる書類

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより（1）のイからエまで及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。
 - (3) （1）のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年1月15日（金）から同月20日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
 - (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年1月20日（水）午後5時45分までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成28年1月15日（金）から同月20日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県議会事務局総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館2階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3560
ファクシミリ番号 073-441-3559
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査申請者には、郵送により一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年1月25日（月）までに通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) （1）の説明は、6の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
 - (3) （2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対しては、（2）の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
 - (5) （2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県和歌山市吉原字広田

広原字川越

冬野字樋ノ浦、三ツ又、所鷹、前田、中野

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市産業まちづくり局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年1月15日から同月29日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・2・6号南港山東線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県和歌山市西浜字中川向之坪

西小二里二丁目

西浜一丁目、西浜二丁目、西浜三丁目

関戸一丁目

新高町

松ヶ丘二丁目、松ヶ丘三丁目

吉礼字事ヶ谷、中彦地、芝本、五郎山

追加する部分

和歌山県和歌山市吉礼字坂本

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市産業まちづくり局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年1月15日から同月29日まで